

特定漁港漁場整備事業変更計画(案)の公告・縦覧について

漁港漁場整備法に基づき、都道府県が「特定漁港漁場整備事業計画」を策定するとき、または「特定漁港漁場整備事業計画」の変更を行うときには、事前に計画(案)または変更計画(案)を公告・縦覧して、広く住民の意見を聞くこととなっております。

1 縦覧場所

沙留漁業協同組合

住所: 北海道紋別郡興部町字沙留143番地の1

TEL:(0158)－83－2211、FAX:(0158)－83－2741

2 縦覧期間

令和5年4月6日～令和5年4月27日(土日祝日を除く)

午前8時30分～午後4時45分

3 縦覧図書

特定漁港漁場整備事業計画変更書(案)

4 意見の申し立て

変更計画(案)にご意見のある方は、令和5年4月27日(縦覧期間満了の日)までに、意見の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称(2)住所(3)連絡先(4)年齢(5)性別を添えて提出することができます。

提出方法: 持参、郵便、ファクシミリ、電子メール等

提出先: 沙留漁業協同組合あて

① 郵便: 〒098－1941 北海道紋別郡興部町字沙留143番地の1

② FAX:(0158)－83－2741

③ 電子メール saruru@viola.ocn.ne.jp

その他: 郵便の場合、縦覧期間満了の日までに到着した意見が有効となります。

【オホーツク総合振興局における変更計画地区の概要】

計画地区	計画期間	計画事業費	計画内容(主な整備内容)	備考
興部地区	平成 25 年度 ～令和9年度	7,500 百万円	<p>沙留漁港</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荷捌き所の新設(1式) ※漁協実施事業 ・-4.0m 岸壁整備 461.4m ・天蓋施設の配置・整備規模の変更 天蓋施設設置 210m ・-4.0m泊地改良34,000m2 等 	<p>沙留漁港の追加 R4→R9 年度 4,990→7,500 百万円</p> <p>【追加】</p> <p>【配置・規模の変更】 170.0m→461.4m 272.0m→210.0m 18,400m2→34,000m2</p>

【用語解説】

■漁港漁場整備法

・漁港と漁場の総合的かつ計画的な整備を推進するため、従来の漁港法（漁港整備主体の法律）の一部を改正し、名称も変更したもの。主な改正点は次のとおり。

- ①国民に開かれた事業計画とするため、「公告縦覧・意見申出制度」や「公表制度」を新たに導入。
- ②地方分権の推進に対応するため、「整備計画制度」から「基本方針制度」へ移行させ、地方公共団体が自主的に事業計画を定める仕組みに変更。
- ③漁港整備事業と漁場整備事業の再編・統合に伴い、必要な分野への重点的整備が可能となるよう、これまで別々に定められていた長期計画を一本化。

■特定漁港漁場整備事業計画

・漁港漁場整備法においては、地方公共団体が施行する漁港漁場整備事業のうち、重要なものとして農林水産省令で定める要件に該当するものを、「特定漁港漁場整備事業」と規定している。

【要件】

- (1)計画事業費が1事業につき20億円を超えるものであること
- (2)漁港の整備を含む事業にあつては、当該漁港を利用する漁船の隻数等が相当程度見込まれるものであること

■漁港

・漁港漁場整備法に基づき、利用範囲により第1種から第4種に区分されている。

第1種は利用範囲が「地元漁業」を主とするものをいう。第2種は「近隣地区を含むやや広い範囲」、第3種は「全国的利用範囲」、第4種は「離島その他辺地にあつて漁場の開発・避難上特に必要」を規定されている。

■岸壁

・漁船に係留させ、漁獲物の陸揚げ、漁業生産用資材の積み卸し作業等を行うために、水際に築造される構造物いう。

■改良

・既存施設に対して、機能の増大を図るため形状・構造等を変えること。